もつと知りたい!長岡京市の高齢者福祉施策

令和5年10月19日(木)

長岡京市高齢介護課

目 次

在宅高齢者の生活支援・見守り・介護者支援

	ふれあい収集(ごみ収集福祉サービス)	1
	地域お助けサポーター	3
	くらし支援訪問サービス(介護予防・生活支援サービス)	5
	見守りつき配食サービス	7
	介護用品給付事業(おむつ券)	9
	介護保険外ホームヘルプ利用費助成事業	12
	家族介護者交流会	14
	おでかけあんしん見守り事業	15
	緊急相談·通報装置	16
	日常生活用具給付事業	18
	いきいき住まい改造助成事業	19
	おでかけあんしん助成(GPS利用助成)	20
ĵì	ト護保険サービスの利用にあたって	
	社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度	21
	居宅サービス利用料減免制度(市独自減免)	23
	居宅介護(介護予防)住宅改修の注意事項	25
7	つの他	
	税の控除	27

ふれあい収集(ごみ収集福祉サービス)

■内容

- ・家庭ごみ(可燃)をごみ集積場所に排出するのが困難な高齢者や障がい者世帯等を対象に、 ご自宅まで戸別に訪問し、ごみ収集を行うサービスです。
- ・家庭ごみ(可燃)を指定ごみ袋に詰めて出してもらい、週 1 回(年末年始等除く)、午後に自宅の玄関先などで収集します。
- ・ごみの排出がされていない場合は、緊急連絡先に連絡し安否確認を行います。

■対象者

次の①~③のいずれにも該当する世帯を対象とします。

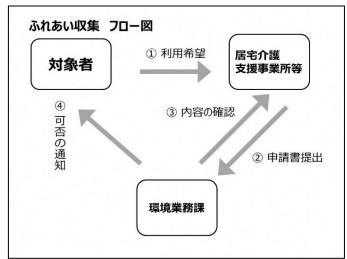
- ①長岡京市に居住する世帯であって世帯の構成員によるごみ出しが困難な世帯
- ②世帯の構成員のいずれかが、**要介護 1~5** の認定を受けており、介護保険サービスによる**ホームへルプサービスを利用している**、又は障がい福祉サービスによるホームヘルプサービスを利用している世帯
- ③親族、近隣の方などによるごみ出しの協力が得られない世帯

■費用

無料(ただし、ごみを入れるふた付きペール容器等はご自身でご準備ください。)

■手続き方法

- 1.利用希望者は、居宅介護支援事業所等に利用希望の旨を申し出ます。
- 2.居宅介護支援事業所は、対象となることを確認し、環境業務課に申請書を提出します。
- 3.環境業務課にて内容等を確認します。



■留意点

- ・複数の方が対象者に該当される場合は、対象となる各々での申請をお願いします。
- ・家庭ごみ(可燃)の収集を行う曜日は、地域ごとに決まっています。
- ・必ず指定ごみ袋でお出しください。指定ごみ袋で出されていない場合は回収しません。
- ·1回につき出せる袋数は4袋(45ℓの指定ごみ袋)までです。
- ・ごみは必ずペール容器の中に入れてください。ペール容器の横や蓋の上にのせたりしないでください。
- ・集合住宅にお住まいの方は、1階にペール容器を設置してください。事前に所有者に許可を得た上で申請してください。

■問い合わせ先

長岡京市役所環境業務課 Tel955-9530(直通) 担当 青木(あおき)、小明(こあき)

地域お助けサポーター

■内容

高齢者の「ちょっとした困りごと」を地域の住民同士で支え合う取り組みを通じて、活動者(地域お助けサポーター)自身の介護予防や社会参加につなげていく活動です。

(在宅での活動例)

高齢者の自宅を訪問し、日常生活のちょっとしたお手伝いをします。

- ・ゴミ出し(可燃物・不燃物) ・庭の手入れ(水やり・草引き・玄関掃除)
- ・散歩の付き添い・診察券出し
- ※在宅以外にサロン活動のサポートや施設での活動もあります。詳しくはお問い合わせ下さい。

■対象者(利用できる方、団体)

- ・おおむね65歳以上の長岡京市在住の人(地域包括支援センターやケアマネジャーに相談されている方に限ります。)
- ・長岡京市内のサロン、福祉施設

■活動者(お手伝いができる方)

長岡京市総合生活支援センターが実施する「地域お助けサポーター養成講座」を受講・修了 (受講時間5時間)し、サポーター登録をされた方

■費用

無料(地域お助けサポーターには活動 1 回ごとにポイントが付与され、一定のポイントが貯まると 1,000 円相当の商品と交換できる仕組みとなっています。)

■手続き方法

- 1.総合生活支援センターの生活支援コーディネーターへご相談下さい。
- 2.生活支援コーディネーターがマッチング可能なサポーターを探し、マッチングの可否についてご連絡します。
- 3.依頼者、地域お助けサポーター、総合生活支援センター(生活支援コーディネーター)の3者で顔合わせと打ち合わせをします。
- 4.活動がスタートします!

■留意点

ご依頼の内容によってはお断りすることがあります。

- ・危険な作業や専門的な技術を要する作業
- ・他のサービスを利用できるが、無料だから、便利だからと言う理由での依頼
- ・依頼者の営利につながる依頼
- ※地域お助けサポーターは責任を持って支援にあたりますが、お互いさまの気持ちで行う地域での支え合い活動の一環です。確実、安定的な支援をご希望される方は公的、民間サービスをご利用下さい。

■問い合わせ先

長岡京市総合生活支援センター きずなグループ 1年963-5137(直通)

くらし支援訪問サービス(介護予防・生活支援サービス)

■内容

- ·介護予防·生活支援サービスにおける訪問型サービスA(基準緩和型サービス)として、従来の介護予防訪問介護のうち、生活援助(調理、洗濯、掃除等)のみを提供します。
- ・長岡京市から委託を受けた長岡京市シルバー人材センターがサービス提供を行います。

■対象者

次のいずれにも該当する方を対象とします。

- ①要支援1.2認定者、または事業対象者
- ②原則週1回程度の家事援助で在宅生活が継続できる方

■サービス提供者

次のいずれかに該当する方(シルバー人材センターの会員)がサービス提供を行います。

- ①「長岡京市くらしヘルパー養成講座」修了者
- ②介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)などの有資格者

■費用

- 1回(45分間程度)あたりの自己負担額は、180円(全員一律)
- ※ 令和6年1月から事業費を改定し、自己負担額を190円に変更予定です。
- ※ 利用回数は原則週1回程度です。
- ※ 事前に連絡がなく、くらしヘルパーが自宅まで訪問した後のキャンセルは、自己負担額相当のキャンセル料がかかります。

■手続き方法

お住まいの地域の地域包括支援センターにお問い合わせください。

■留意点

- ・介護予防支援計画書に基づいたサービス利用になります。予防給付や通所型サービスとの併用は可能ですが、介護予防訪問介護相当サービスとの併用はできません。
- ・事業対象者としてくらし支援訪問サービスを利用開始後、要介護認定を受けた場合は、要介護認定日の翌日から利用できません。
- ・本市では、介護予防・生活支援サービスのうち、委託により実施しているサービスを利用する場合は、介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業所へ委託できません(下表参照)。

<ケアマネジメントの例>

サービス利用	ケアマネジメント	居宅への委託
現行相当の通所型サービスと福祉用具レンタル	介護予防支援	可
福祉用具レンタルとくらし支援訪問サービス	介護予防支援	不可
現行相当の通所型サービスと現行相当の訪問型サービス	ケアマネジメントA	可
現行相当の通所型サービスとくらし支援訪問サービス	ケアマネジメントA	不可
Tassia(旧ふたば苑)とくらし支援訪問サービス	ケアマネジメントB	不可

参考

介護予防ケアマネジメントAとは

介護予防・生活支援サービスのうち、<u>指定</u>を受けた事業所のサービスを利用する場合のケアマネジメント。 介護予防ケアマネジメントBとは

・くらし支援訪問サービスは支給限度額の対象外です。また、高額介護サービス費及び居宅サービス利用料軽減制度(市独自減免)の対象外です。(他の緩和型サービス、短期集中予防サービスも同様です。)

■問い合わせ先

長岡京市役所高齢介護課介護保険係 Tel.955-2059(直通)

見守りつき配食サービス

■内容

食事の調理が困難で見守りが必要な在宅の高齢者が市の指定事業者の配食サービスを受ける際の安否確認により、日常的な見守り支援体制の確立を図り、孤独死を防止するとともに、高齢者の日常生活における健康の増進、生活不安等の解消を行うことを目的として実施します。

■対象者

本市に居住し、住民基本台帳に記載されている方、かつ、以下のいずれにもあてはまる方

- ① 65歳以上の方
- ② 高齢者世帯又は独居世帯又はこれに準ずる世帯※に属する方
- ③ 要介護・要支援の認定を受けている方または総合事業対象者
- ※「これに準ずる世帯」に該当するかどうかについてはご相談ください。

■扶助方法

配食サービス事業者が次の方法で安否確認を実施した場合、市は、利用者に代わって配食サービス事業者へ既定の額を支払います。

【安否確認の方法】

- ①ご自宅へ訪問した際、利用者へ手渡し及び声かけを行います。利用者から押印又はサインを受けます。
- ②留守等で受け渡しができない場合は、お弁当を持ち帰り、時間を変えて再配達します。
- ③再配達しても留守等で受け渡しができない場合は、ケアマネジャーや家族等緊急連絡先に連絡し状況を確認します。
- ④緊急連絡先でも所在の確認ができない場合は、担当課へ連絡します。

【扶助要件と扶助額】

- ・1世帯につき1日に1回(昼食又は夕食のいずれか)。1ヶ月につき、1事業所分のみ。
- ・1回320円。ただし、1月あたり20回以上利用の場合にあっては、6,400円。

■手続き方法

利用者本人と指定事業所との調整の上、以下の書類を揃えて高齢介護課高齢福祉係に申請してください。

- ·申請書
- ・ケース相談記録票兼利用者基本情報(フェースシート)
- ・指定事業所との契約内容がわかるもの
- ・チェックリスト(総合事業対象者の場合のみ)

■留意点

- ・利用開始日は申請が完了した日以降の利用開始希望日になります。
- ・年に1回、2月ごろ、翌年度も引き続き利用する場合、更新申請が必要になります。時期が近付きましたら、高齢介護課から申請者とケアマネの皆様にご連絡します。

■事業所一覧

事業所名	営業日	連絡先
きりしま苑	月曜日〜金曜日 (昼のみ、12月29日〜1月3日は休み)	956-0294
まごころ弁当乙訓店	全日 (1月1日~3日は休み)	959-0022
宅配クック123 京都中央店	全日 (1月1日~3日は休み)	621-5215
配食のふれ愛乙訓店	全日 (1月1日~3日は休み)	957-5177

■問い合わせ先

介護用品給付事業(おむつ券)

■内容

- ・要介護者を家庭で介護されている方に、給付券を支給することにより在宅介護を支援します。 給付用品は、紙おむつ及び尿取りパッドとなります。
- ·4,000円分の給付券を1か月につき1枚発行します。
- ・給付券を本市指定の取扱店に提出し、紙おむつ・尿取りパッドと引き換えてください。4,000円を超えた分は、自己負担となります。

■対象者

以下の①~⑤のすべてにあてはまる高齢者を介護されている方を対象とします。

- ①本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記載されている方
- ②本市の介護保険被保険者である方
- ③要介護4·5の認定を受けている、または要介護3の認定を受け条件(※)を満たす高齢者または第二号被保険者
- ※要介護認定における認定調査票を確認し、「排尿」または「排便」の項目において「介助」または「見守り等」に該当するなど、おむつの必要性が認められる人
- ④市民税非課税世帯に属する方
- ⑤施設・病院に入所・入院していない方

■手続き方法

申請書を高齢介護課高齢福祉係に提出し、申請してください。

■留意点

- ・毎年度2回、4月1日~15日(4~6月分と7~9月分の2回に分けて送付します。)および10月1日~15日(10月~翌年3月分)に申請が必要です。
- ・上記期間以外でも申請できます。15日までの申請であれば、申請月分からの給付が可能です。

次ページの取り扱い業者で給付券を利用してください。

■取扱い店舗

(市内)

(令和5年4月現在)

店名	電話番号	住 所
株式会社ウエルネット 京都西支店	959-1822	友岡4丁目21-3
乙訓調剤薬局 長岡店	952-8018	開田4丁目8-5若竹ビル1F
乙訓調剤薬局 花山店	958-6965	花山3丁目1-2
かわかみ調剤薬局	958-3263	今里西ノロ4-18
ケアーズドラッグ 長岡今里店	958-4608	今里西ノロ10-4
株式会社 ケアショップはな	953-5557	野添2丁目2番14号
有限会社 スマイルケア	951-2340	神足麦生11
西友 長岡店	955-1900	長岡2丁目2-35
竹の台調剤薬局	957-8686	開田4丁目4-10
パナソニックエイジフリーショップ京都乙訓	952-1333	城の里15-6
薬局ダックス長岡京 今里店	959-9055	今里5丁目147
薬局ダックス長岡京 花山店	925-9111	花山3丁目48-1
薬局ダックス長岡京 井ノ内店	950-0185	井ノ内南内畑1番地
リバティ長岡	953-2501	長岡2丁目1-23

(市 外)

店名	電話番号	住 所
安心ライフ株式会社	602-3288	京都市伏見区中島前山町55-2
乙訓調剤薬局 大山崎店	323-7816	乙訓郡大山崎町字円明寺小字若宮前10-62「ラブリー円明寺」内
乙訓調剤薬局 向日町店	925-0668	向日市寺戸町辰巳13-2
株式会社 鈴宏	963-6700	向日市寺戸町初田12番地の15
在宅支援薬局 おとくに	932-1900	向日市上植野町南開49-4
三笑堂 洛西営業所	334-3410	京都市西京区大枝北福西町3丁目2

■問い合わせ先

介護保険外ホームヘルプ利用費助成事業

■内容

- ・要介護者を自宅で介護されている介護者への支援として、介護保険サービスの対象とならないホームヘルプサービス等の利用料を一部助成します
- ·要介護者一人につき、3,000円分の給付券を12枚発行します。

■対象者

- ①~④の全てにあてはまる高齢者を介護している、本市に居住している主たる介護者1名を対象とします。
- ①本市に居住している方
- ②本市の被介護保険者である方
- ③施設・病院に入所・入院しておらず居宅において生活している方
- ④要介護3・4・5の認定を受けている方

■手続き方法

高齢介護課高齢福祉係に「介護保険外ホームヘルプ等サービス利用費助成申請書」を提出して下さい。

次ページの取り扱い事業所に直接依頼し、給付券を利用してください。

■留意点

介護者から給付券の利用について相談等を受けた際は、介護保険制度の対象となるサービスであるか否かを判別し、介護保険外にあたる内容のみについて利用案内してください。必要に応じて指定事業者から提供されたサービスの内容や提供時間等の保険外サービスに関する情報を居宅サービス計画(週間サービス計画表)に記載してください。

■問い合わせ先

【給付券取扱事業所一覧】

事業所名	電話番号	住 所
乙訓訪問介護事業所	075-953-8202	長岡京市井ノ内小西47番地
きょうと福祉倶楽部	075-958-2560	長岡京市天神4丁目7-12 ハイツ東台101号
ネットワークすてっぷ	075-954-9541	長岡京市河陽が丘1丁目8番地の4
世んしゅんかい訪問介護センター西山天王山	075-959-1004	長岡京市友岡川原25-3
訪問介護事業所だんらん	075-200-1088	長岡京市今里一丁目2番24号
せーのヘルパー事業所	075-963-6331	長岡京市馬場2丁目1-12 大橋ハイツB号室
ケア21 長岡天神	075-951-0121	長岡京市天神1丁目1-37
きれい家レオン	0120-53-7147	奈良県橿原市醍醐町435-4
ダスキンライフケア伏見桃山 ステーション	075-621-6311	京都市伏見区中島前山町77
きりしま苑	075-956-0294	長岡京市東神足2丁目15-2
はあ一と介護サービス	075-957-3366	長岡京市長法寺祭ノ神3-1-2
ハルさんサポート	090-8527-7460	長岡京市竹の台 3 C2-304

家族介護者交流会

■内容

人との交流を通して、介護に関する知識を得たり、リラックスできる時間をもつことで介護者の負担軽減を図ることを目的とし、実施しています。

■対象者

長岡京市内在住の介護者(開催内容により、介護を受けている方も参加可能)

■費用

無料

■問い合わせ先

おでかけあんしん見守り事業

■内容

- ・地域における認知症等に対する理解を深め、地域の支援を得て見守り体制を確立することにより、認知症等で行方不明になるおそれのある市民が安心して暮らしつづけることができる地域づくりを進めることを目的として、事前登録制度等を実施しています。
- ・事前登録した際には「かえるお守り」、「反射シール」などの道具をお渡しします。

■対象者

認知症等で行方不明になるおそれのある方(その他の要件なし)

■費用

無料(※お渡しする「かえるお守り」は一定期間無料でご利用いただけますが、その期間を過ぎて利用継続する場合、サービス提供業者に利用料の支払いが発生します。)

■手続き方法

次の書類等を提出

申請書(本人の顔写真等含む)

■留意点

- ・申請書の必要事項は多岐に渡るため、申請時には内容確認のために少々お時間をいただくことがあります。また、いただいた情報の内容更新のため、年1回申請者に対して現況確認を行います。
- ·なお、GPS機器の貸出に関する事業は別のものになります。

■問い合わせ先

緊急相談·通報装置

■内容

- ・緊急ボタンもしくは相談ボタンを押すと、相談センターにつながる装置を貸し出しします。受信センターでは必要に応じて健康相談に応じたり、救急車や消防車を要請します。
- ・固定型とモバイル型がありますが、基本的には固定型の利用となります。自宅に固定電話がない/光回線で電話線がない電話を利用されている方などはモバイル型の利用となります。詳細は高齢介護課高齢福祉係までご相談ください。
- ・モバイル型は、充電が必要です。受信センターとのやりとりのみ可能であり、屋外では使えません。固定型はペンダントも一緒に貸与します。ペンダントも屋内のみ利用可能です。

■対象者

本市に居住し、住宅基本台帳に記載され、かつ、①または②にあてはまる方を対象とします。

- ①65歳以上の一人暮らしまたは65歳以上世帯の方で、要支援·要介護認定および障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)B1~C2に該当する方、もしくはそれに準ずる方。
- ②75歳以上の一人暮らしまたは75歳以上の方のみで構成される世帯に属する方。

■費用

	利用者の階層区分	月額利用料(消費税別)
Α	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)	0円
В	生計中心者の当該年度の市民税 非課税世帯	0円
С	生計中心者の当該年度市民税が課税で前年の合計所得金額が 125 万円以下	300円
D	前年の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の世帯	500円
F	前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の世帯	800円
F	前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の世帯	1,000円
G	前年の合計所得金額が 400 万円以上の世帯	1,200 円

[※]毎年8月に前年の所得により、階層を見直します。

- ・機種変更・・・固定型⇔モバイル型の交換には、それぞれ5, ООО円(税別)かかります。
- ・機器の紛失または故意による破損があった場合は損害額を賠償していただくことがあります。

■手続き方法

以下の書類を揃えて高齢介護課高齢福祉係に申請してください。また、ケアマネジャーからの基本情報の提出も併せて提出が必要です。

- ·申請書
- ·利用確約書
- ·登録依頼票
- ・生計中心者認定についての申請書
- ·利用者基本情報

※モバイル型を利用する場合は、加えて利用承諾書が必要です。

※近所の協力員(1名以上)と民生児童委員の確認印が必要です。協力員は、受信センターから状況確認を依頼されることがあります。

■留意点

毎月15日までに申請された方は、翌月の月初め、15日以降に申請された方は翌月末の設置予定です。詳細な日程については、別途相談のうえ決定します。

■問い合わせ先

日常生活用具給付事業

■内容

在宅で生活する要介護高齢者に対し、防火配慮から必要とされる日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もって福祉の増進に資することを目的として実施します。

■対象者

以下の①~④を全ての要件を満たす方が対象となります。

①65歳以上

③心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な方

②非課税世帯

④給付の決定前に用具を所有していない方

■費用

種目	性能	限度額
電磁調理器	卓上式の電磁調理器であって、高齢者が容易に使用し得るものであること。	12,000円
安全装置付 きガスコンロ	全口のバーナーに安全センサーを搭載したもので、「調理油過熱防止装置」「立ち消え安全装置」「消し忘れ消火機能」を標準搭載している Si センサーコンロであること。	25,000円 (取付工事費用 込み)
電子レンジ	電磁波による調理器であって、オーブン機能のないもの。	15,000円

■手続き方法

- ・〔提出書類〕①申請書、②生計中心者認定についての申出書、③申請対象用具のカタログの 写し及び購入予定業者の見積書、④ケース相談記録表兼利用者基本情報(フェースシート)を 市に提出し、承認されれば、決定通知とともに給付券が届きます。
- I.代理受領の場合(業者からの購入時に補助を受ける方法) 給付券を持って用具購入予定の業者から補助後の金額で購入し、給付券を業者に渡します。
- Ⅱ.直接請求の場合(購入後、補助額を市に請求する場合) 給付券、市への請求書(指定様式)、購入時の領収書をもって市に請求します。

■留意点

電磁調理器とガスコンロはどちらか片方のみ、電子レンジはどちらかとともに申請可能です。

■問い合わせ先

いきいき住まい改造助成事業

■内容

介助を要する高齢者が居住する住宅を改造することにより、その高齢者の残存機能を生かし、 介護者の負担を軽減して住み慣れた地域で安心して生活できるよう、支援することを目的として 実施します。

■対象者

以下の要件①~③をすべての要件を満たす方が対象となります。

- ①非課税世帯
- ②要介護認定者
- ③居宅介護住宅改修費等の支給を受け、支給限度額を超えた方。

■費用

対象工事の合算額と20万円のいずれか低い方に10分の9(生活保護世帯は10分の10)を乗じて得た額を助成額とします。

ただし、居宅介護住宅改修費等の支給額を対象工事の合算額から控除します。対象工事について、標準的な施工を行ったか否かを審査し、標準的な施工を超えると認めたときは、当該工事に係る経費を除外し、または2分の1に減額して対象工事の合算額を認定します。その他の住宅改善助成制度を受けたものについては、助成額からその額を控除します。

■手続き方法

まず、市の住宅改修チーム及び介護保険係に相談してください。

そのうえで、以下の書類の提出が必要です。

[提出書類]①助成申請書②確約書③生計中心者認定についての申出書④施工見積書⑤ 事前写真⑥図面等⑦(借家の場合)所有者の承諾書

■留意点

利用は1人1回限り、障がいのサービスとは併用不可、介護保険の住改の費用に残額がある場合のみ利用可能です。

■問い合わせ先

おでかけあんしん助成(GPS利用助成)

■内容

介護が必要な高齢者で認知症により行方不明となるおそれのある人を居宅において介護している家族等に対して、行方不明となった当該高齢者の現在位置を早期に把握し、その位置を速やかに連絡することにより、当該高齢者の事故を防止し、家族等が安心できる環境を整備することを目的として実施します。

■対象者

要介護(支援)認定を受けた人で、認知症による行方不明のおそれがある在宅高齢者です。

■費用

GPS機器のレンタル初期費用を市が負担し、毎月の基本料等は本人や家族が負担します。 ただし毎月の基本料金は、生活保護世帯は全額、市民税非課税世帯は半額、年度末に還付 する形で市が助成します。

■手続き方法

利用開始時の提出書類は次のとおりです。

[提出書類]①利用申請書及び同意書②利用者基本情報③各社申込書④口座振替依頼書助成金は、市から届く助成金申請書に押印の上、提出してください。

■留意点

ミマモルメとココセコムの2社が対象です。

ミマモルメについては、GPS端末を収納できる靴を別途購入いただけます。(全額利用者負担)

■問い合わせ先

社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度

■内容

生計困難者が、社会福祉法人の提供するサービスを利用する場合に負担軽減を行います。ただし、市へ軽減実施の届出をしている社会福祉法人に限ります。

■軽減対象サービスおよび軽減割合

対象となるサービス	対象となる費用	軽減割合
訪問介護、定期巡回·随時対応型訪問介	利用者負担額	
護看護、介護予防訪問介護相当サービス	利用有其担領	
通所介護(デイサービス)	利用者負担額	
介護予防通所介護相当サービス	食費	左記のうち、
短期入所(ショートステイ)	利用者負担額	25%
特別養護老人ホーム	食費、居住費(滞在費)	
小規模多機能型居宅介護	利用者負担額	
看護小規模多機能型居宅介護	食費、宿泊費	

■対象者

以下①~⑥の全てに当てはまる方を対象とします。

- ①住民税非課税世帯
- ②年間収入(非課税年金含む)が150万円以下(世帯員が1人ごとに50万円を加算)
- ③預貯金等が350万円以下(世帯員が1人ごとに100万円を加算)
- ④日常生活に供する資産以外に資産がない
- ⑤親族等に扶養されていない
- ⑥介護保険料を滞納していない

■手続き方法

- ・利用者および同居している方(別世帯も含む)の通帳を持参し、申請します。市から社会福祉 法人等利用者負担軽減確認証(ピンク色)が届きましたら、利用した事業所へ提示してください。
- ・証の有効期間は申請された月の1日から次の5月31日までです。それ以降も必要であれば更新手続きをしてください。更新のご案内は市から送付します。

■留意点

資産の確認や扶養親族の有無の聞き取り等が必要なため、本人または家族からの申請が望ま しいです。

■問い合わせ先

長岡京市役所高齢介護課介護保険係 Tel955-2059(直通)

居宅サービス利用料減免制度(市独自減免)

■内容

低所得で特に生計の維持が困難な場合に、介護保険利用料の全額もしくは半額を減免します。

■軽減対象サービス

訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、短期入所(生活・療養)介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護相当サービス、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防居宅療養管理指導、介護予防短期入所(生活・療養)介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

■対象者

利用料金が減免されなければ生活保護対象となるおそれのある方(以下のすべてに当てはまる方)。

- ① 住民税非課税世帯
- ② 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- ③ 預貯金等が単身世帯で350万円(世帯員が増えるごとに100万円を加算した額)以下
- ④ 親族等から経済的な援助が受けられない
- ⑤ 世帯の状況に応じて下記金額を基に年間生活扶助額を算出し、世帯の収入状況がそれもしくはそれの 1.65 倍を下回る。(具体的な計算方法は下の「減免割合」を参照)

<月額>

I. 1人分基礎金額 38,050 円(41~59 歳) 35,980 円(60~69 歳)

32,470 円(70 歳以上)

Ⅱ. 人数加算 43,280 円(1人) 47,910 円(2人)

53.110円(3人) 54.970円(4人)

Ⅲ. 住宅扶助(家賃相当分) 40,000 円以内(1人) 48,000 円以内(2人)

52,000 円以内(3~5人)

Ⅳ. 障害者加算 26,810 円(身体 1 級·2 級、精神 1 級、療育 A)

17,870 円(身体 3 級、精神 2 級、療育 B)

■減免割合

上の対象者の⑤において、基準額を下回る場合は全額減免。

基準額の 1.65 倍を下回る場合は半額減免。

(例1)70歳、1人暮らし、持ち家

(32,470 円+43,280 円)×12 ヶ月=909,000 円…A

909,000 円×1.65 倍=1,499,850 円…B

年間収入がAを下回る場合は全額減免、Aを上回るがBを下回る場合は半額減免

(例2)75歳と68歳の夫婦、家賃50,000円

(32,470 円+35,980 円+47,910 円+48,000 円)×12 ヶ月=1,972,320 円…A

1.972.320 円×1.65 倍=3.254.328 円…B

年間収入がAを下回る場合は全額減免、Aを上回るがBを下回る場合は半額減免

■手続き方法

- ・利用者および同居している方(別世帯も含む)の通帳・障がい者手帳、家賃の分かる書類を持参し、申請します。該当すれば市から決定通知を送付します。決定期間は申請された月の1日から次の5月31日までです。それ以降も必要であれば更新手続きをしてください。更新のご案内は市から送付します。
- ・減免方法は償還払いですので、介護サービス事業所からの請求はいったん自己負担します。 その月利用した事業所の領収書がすべてそろったら、市に領収書を持参し、償還払いの申請 をします。市で事業所の給付実績と突合し、随時支払を行います。

■留意点

資産の確認や扶養親族の有無の聞き取り等が必要なため、本人または家族からの申請が望ま しいです。

■問い合わせ先

長岡京市役所高齢介護課介護保険係 Tel955-2059(直通)

居宅介護(介護予防)住宅改修の注意事項

■内容

介護者の負担を軽減して住み慣れた自宅で自立した生活ができるよう、手すりの取付け等を行う場合に、かかった費用の一部を支給します。

○対象となる工事

- (1) 手 すりの取り付け
- (2)段差の解消
- (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
- (4)引き戸等への扉の取替え
- (5)洋式便器等への便器取替え
- (6) その他(1)~(5)の住宅改修に付帯して必要となる工事

■対象者

介護保険の要支援 1・2 または要介護 1~5 の認定を受け、在宅で生活されている方

■費用

一人当たり20万円

ただし、1割、2割または3割は自己負担となりますので、介護保険から支給される額は18万円、16万円または14万円が上限となります。20万円を超える改修を行った場合、超えた分については全額自己負担です。

■手続き方法

地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所から事前に申請してください。

市で書類の確認を行い、担当のケアマネジャーまたは地域包括支援センターへ着工許可の連絡をします。工事が済んだ後、事後申請を提出していただき、指定口座へ振り込みさせていただきます。

住宅改修申請では、①償還払い制度、②受領委任払い制度のいずれかを選択できます。

- ① 償 還 払 い制 度・・・工事完了後いったん費用の全額を支払っていただき、事後申請後、自己負担分を除く金額(保険給付分)を利用者に支給します。
- ② 受領委任払い制度・・・工事完了後、利用者は自己負担分のみお支払いいただき、残りの保険給付分は、利用者から委任を受けた施工業者に、市から直接支払いいます。

■留意点

- 〇以下に該当する方は、受領委任払い制度が利用できません。
- ・新規申請中や区分変更申請中で、要介護度が確定していない方
- ・入院(所)中で、退院(所)の日が決まっていない方
- ・利用者が介護保険料滞納にかかる給付制限の措置を受けている方

申請前にご確認いただきたいこと

- ○理由書の作成者は地域包括支援センターまたは担当のケアマネジャーになっていること (他市とは取り扱いが異なるため、ご注意ください)
- ○改修箇所の写真について、全体が確認できるように(周りの様子も含めて)撮影されていること。また、テープやマーカーを用いて改修箇所がわかるようにすること
- ○段差解消の場合は、段差がわかるような写真が添付されていること
- ○領収書の宛名はフルネームで記載されていること
- 〇但し書きに介護保険住宅改修の工事であることが明記されていること (なお、工事費用が20万円を超える場合は、総額の金額を記載し、但し書きに介護保険対象工事の金額が記載されていること)

■問い合わせ先

長岡京市役所高齢介護課介護保険係 Tel955-2059(直通)

税の控除

■障害者控除

- ·要介護認定を受けている 65 歳以上の人は、障がい者手帳の交付を受けていなくても障害者 控除の適用が受けられる場合があります。控除の申告をする場合は、原則、市が発行する認 定書が必要です。
- ・申告の対象となる年の 12 月 31 日(基準日)での判定となるため、認定書発行の申請受付は対象年の翌年 1 月以降となります。対象の方が死亡された場合や過年度分の申請は、随時受け付けています。
- ·基準日に有効である要介護認定資料(主治意見書·認定調査票)の記載事項をもとに判定します。

控除区分	認定基準
	次のいずれかに該当する方
障害者控除	①障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が「A1」「A2」
	②認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱa」「Ⅱb」
	次のいずれかに該当する方
特別障害者控除	①高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が「B1」「B2」「C1」「C2」
	②認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅲa」「Ⅲb」「N」「M」

■おむつ代の医療費控除

- ・傷病によりおおむね6か月以上寝たきりで、医師による治療のもとでおむつの使用が必要であると認められる場合のおむつ代は、医療費控除の対象となります。
- ・はじめておむつ代の医療費控除を申告する場合は、医師が記載する「おむつ使用証明書」が必要です。おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、次の要件を満たす場合は、「おむつ使用証明書」に代えて、市が交付する「おむつ代に係る医療医控除確認書」により申告することができます。
- 要介護認定に係る主治医意見書において以下のすべての事項が確認できること。
- ①主治医意見書の作成日は、おむつを使用した当該年(認定期間が13か月以上の人はその認定期間内)であること。
- ②障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が「B1·B2·C1·C2」であること。
- ③尿失禁の可能性が「あり」であること。

■問い合わせ先

長岡京市役所高齢介護課介護保険係 Tel955-2059(直通)

※申告手続き等は税務署または長岡京市役所税務課市民税係TeL955-9507(直通)で確認してください。

本冊子は、令和5年10月現在の情報となります。今後の法改正等で基準や要件等が変更となる可能性がありますので、最新の情報を入手するように努めてください。

本市の高齢者福祉施策や事業に関してケアマネジャー向けのガイドブックとなるように作成しています。事業所内で共有していただきますようお願いいたします。